

利用調整の基準（要旨）

1 基準数

類 型	細 目		指数
(1) 就 労	常勤 臨時雇用 自営・農業 等中心者	1か月の就労の合計時間（休憩時間を含む）が160時間以上	高 ～ 低
		1か月の就労の合計時間（休憩時間を含む）が140時間以上	
		1か月の就労の合計時間（休憩時間を含む）が120時間以上	
		1か月の就労の合計時間（休憩時間を含む）が100時間以上	
		1か月の就労の合計時間（休憩時間を含む）が80時間以上	
		1か月の就労の合計時間（休憩時間を含む）が48時間以上	
	内職及び自営・農業等補助者（注1）		
(2) 産前・産後	産前3か月産後3か月		高
(3) 病気・障がい （注2）	病 気	長期入院又は安静臥床（家事・保育所等送迎等が医師により禁じられている）	高 ～ 低
		長期加療者（日常生活に著しい支障がある場合）	
		おおむね1月以上の加療（例：自立支援医療（精神通院）、骨折など）	
		その他	
	重度障がい	身障1・2級、療育マルA・A、精神1級又は同程度	高 ～ 低
	中度障がい	身障3・4級、療育マルB、精神2級又は同程度	
	軽度障がい	身障5級以下、療育B、精神3級又は同程度	
(4) 介護（注3）	被介護者を常時介護（要支援認定及びチェックリスト対象者は除く）		高 ～ 低
	上記以外（被介護者が介護を要することを確認できない場合は認定不可）		
(5) 災害	災害の復旧に当たっていること		高
(6) 求職活動	求職活動を継続的に月48時間以上行っていること（起業の準備を含む）		1
(7) 就学・職業訓練	専修学校、各種学校に在学又は職業訓練受講		（注4）
(8) 虐待・DVの おそれ	虐待又はそのおそれ（注5）		高
	配偶者からの暴力により保育が困難と認められる場合		
(9) その他	前各号に類するものとして市長が認める事由に該当する場合		

※具体的な指数に代え、高低により概括的に表記しているが、最も低い指数は(6)求職活動の1となる。

2 調整数

項 目	指数	
(1) 保護者（父及び母）の予期せぬ不存在（死亡、勾留、失踪など）	高 ～ 低	加 点
(2) ひとり親世帯（母子及び父子並びに寡婦福祉法による）		
(3) 離婚を前提とした別居などにより、ひとり親に準ずる世帯		
(4) 生活保護世帯（就労により自立支援につながる場合）		
(5) 保育士の市内保育所等への就労により、該当世帯の児童を除く入所児童が増加		
(6) きょうだいの申込み（里子を含む）※きょうだい特別入所の場合も対象		
(7) 産休・育休明け職場復帰（雇用形態の変更を伴うものは除く）		
(8) 集団保育が可能な障がい児及び医療的ケア児の申込み（注2）（注6）		
(9) 多胎児が同一の保育所等の利用を希望する場合		
(10) 単身赴任により、保護者間における補完的な保育を行うことができない		
(11) 就労予定（世帯転入の場合は、主たる生計維持者を除く。）	低 ～ 高	減 点
(12) 自己都合による入所決定後の取下げ（児童の病気、保護者の失職等のやむを得ない場合は除く。）		
(13) 保育料等に滞納があり、納付誓約を行っていない又は納付誓約を履行していない		
(14) 認定等に関し、過去に不正があり、その解消が確認できていない		

（注1） 補助者とは、配偶者（個人事業主）の補助であり、給与等の支払がない場合など

（注2） 障がい者手帳は、現に有効であるものに限る（再認定時期を経過している場合は対象外）

（注3） 申込児童が被介護者となる場合は、対象外

（注4） (1)就労の指数を使用

（注5） 児童福祉法第26条第1項第5号等による通知がなされていること

（注6） 障がい児及び医療的ケア児の入所は、既に他の障がい児及び医療的ケア児が入所している等のほか、障がいの特性、医療的ケア等の内容を総合的に判断

3 特別入所（優先的に利用調整を実施）

(1) 保育士特別入所

保育士資格保有者が市内保育所等へ保育標準時間認定により就労する場合に実施（施設長意見書が必要）

※入所可能人数の増加及び安全な保育環境の維持を目的として実施

(2) きょうだい特別入所

きょうだい（里子を含む）が現に在籍する保育所等への申込み又はきょうだい（里子を含む）が在籍していない

同一の保育所等に申込みの場合で、父母（ひとり親の場合は、父又は母）が次のいずれかに該当していること

・法定休憩を含む就労時間が月120時間以上の就労要件（内職及び自営・農業等補助者を除く。）

・休憩時間を含む就学、職業訓練時間が月120時間以上の就学・職業訓練要件

・産前・産後要件又は病気・障がい要件

※きょうだい特別入所は、通勤通学時間は就労時間及び就学、職業訓練時間から除く。

(3) きょうだい特別入所（地域型保育事業・特別利用調整）

地域型保育事業の在籍児童が満3歳に達して卒園する年度に、その児童の弟妹（里子を含む）が現に同一の地域型保育事業に在籍しており、

きょうだい同時に連携施設への転所を希望する場合で、父母（ひとり親の場合は、父又は母）が次のいずれかに該当すること

・法定休憩を含む就労時間が月120時間以上の就労要件（内職及び自営・農業等補助者を除く。）

・休憩時間を含む就学、職業訓練時間が月120時間以上の就学・職業訓練要件

・産前・産後要件又は病気・障がい要件

※きょうだい特別入所は、通勤通学時間は就労時間及び就学、職業訓練時間から除く。

4 選考について

(1) 保護者の基準数を合算（ひとり親家庭等は、調整数項目（2）又は（3）を合算）

※保護者1人につき、該当する基準数の類型が複数ある場合は、指数が高いものを1つ用いる。

(2) 調整数により、加減を実施（調整数項目（2）及び（3）を除く。）

(3) 特別入所の利用調整を実施

(4) 特別入所以外の利用調整を実施

注1 基準数及び調整数により指数に差が生じない場合は、就労日数等により利用調整を実施する。

注2 特別入所は、該当する世帯を対象とし、対象世帯の指数により利用調整を実施する。

5 その他

(1) 4月1日入所枠

4月1日入所を希望する0歳児を対象とした入所枠

(2) 育休予約枠

育児休業給付金又は育児休業手当金の受給者であり、職場に復帰する保護者の世帯の申込みを対象とした年度内の入所予約枠

（第一次受付期間内に限る。）

(3) 緊急入所

通常の保育者の予期せぬ入院のほか、転勤により転入するなど、予期しない事由により急遽保育が必要となった世帯を対象とした入所

（通常の入所日で対応できる場合及び一方が求職活動の場合は除く。）

(4) 広域入所（受託）

市民の利用調整後、なお入所可能な保育所等に限定した、他自治体から依頼のあった世帯について、期間を年度内に限定した入所

※入所の保留及び取消し

申込内容が事実と異なる場合のほか、集団保育が実施できない場合は、入所を保留又は取り消す。